

託送供給約款

平成 20年 10月 1日 実施

国際石油開発帝石株式会社

平成20年9月17日 届出

託送供給約款 目次

I	基本事項	1
1	約款の適用	1
2	約款の届出および変更	1
3	用語の定義	1
4	引受条件	2
5	提供を受けた情報の取扱い	2
6	単位および端数処理	3
7	実施細目	3
II	契約の申込み	4
8	託送供給検討の申込み	4
9	託送供給可否の検討および通知	4
10	託送供給契約の申込みおよび締結	4
III	料金等の算定	5
11	託送供給料金の算定期間	5
12	計量	5
13	託送供給料金の算定	5
14	補償料	6
15	料金等の支払	7
16	工事に伴う費用の負担	7
IV	託送供給	9
17	託送供給の実施	9
18	託送供給するガスの量の変動に対する措置	9
19	ガスの過不足の精算	10
20	託送供給の制限等	10
21	託送供給の制限等の解除	11
22	損害の賠償	11
23	立入り	11
V	託送供給契約の継続、変更および終了等	13
24	託送供給契約の継続、変更および終了等	13
25	名義の変更	14
26	債権の譲渡	14
VI	保安等	15

27	責任の分界	15
28	保安責任	15
29	担保	15
付 則		16
1	実施期日	16
2	定期修理時等における取扱い	16
3	託送供給検討および託送供給契約の申込窓口等	16
(別表第1)	ガスの性状、圧力基準値とその監視、記録方法	17
(別表第2)	ガスの受入および払出のために必要となる設備	19
(別表第3)	料金表	22

I 基本事項

1 約款の適用

当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、その供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

- ① ガスを供給する事業を行うための申込みであること。
- ② 託送供給するガスの量の変動が、ガス事業法第2条第12項にもとづきガス事業法施行規則第4条の2に定める範囲内のものであること。
- ③ 4に規定する引受条件に適合すること。

2 約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第37条の8において準用する同法第22条第1項にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの約款を変更することがあります。この場合には、託送供給の供給条件は変更後の託送供給約款によります。

3 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、以下のとおりとします。

- ① 「託送供給依頼者」とは、この約款に従って当社に託送供給検討の申込みをする方、当社との間で託送供給に係る契約（以下「託送供給契約」といい、基本契約と年次契約からなります。）の申込みをする方、または託送供給契約を締結する方をいいます。
- ② 「受入地点」とは、当社が託送供給依頼者の所有するガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。
- ③ 「払出地点」とは、当社が託送供給したガスを当社の導管から託送供給依頼者に払い出すガスの受渡地点をいいます。
- ④ 「四半期」とは、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までの各期間をいいます。
- ⑤ 「基本契約」とは、当社と託送供給依頼者との間の託送供給に関する基本的事項を定める契約をいいます。
- ⑥ 「年次契約」とは、基本契約にもとづいて当社と託送供給依頼者との間の託送供給実施上の細目的事項を定める各年次ごとの契約をいいます。
- ⑦ 「託送供給量」とは、一定の期間における払出ガス量の合計をいいます。
- ⑧ 「基準年間託送供給量」とは、基本契約に定める各1年間の託送供給予定量をいいます。
- ⑨ 「基準最大流量」とは、基本契約に定める各1年間の1時間あたりの最大のガスの流量をいいます。
- ⑩ 「契約月別託送供給量」とは、年次契約で定める月別の託送供給量をいいます。
- ⑪ 「契約年間託送供給量」とは、年次契約で定める契約月別託送供給量の合計量をいい、対応する基本契約に定める年次の基準年間託送供給量の90%を下限とします。

- ⑫ 「契約最大流量」とは、年次契約に定める1時間あたりの最大のガスの流量をいい、対応する基本契約に定める年次の基準最大流量を上限とし、90%を下限とします。
- ⑬ 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 引受条件

当社は、以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。

- ① ガスの受入および払出が、付則3に定める場所において閲覧に供される地形図に示す当社の特定導管において行われるものであること。
- ② 一契約について受入地点および払出地点は原則として各々一か所であること。ただし、託送供給において複数の払出地点がある場合であって、託送供給先が同一の事業者である場合には、一契約とみなします。
- ③ 受入地点から払出地点へ当社の導管で接続されており、かつ原則として払出地点の運用圧力が受入地点の運用圧力よりも低いもしくは同等であること。
- ④ 託送供給するガスの量その他の託送供給条件が、受入地点から払出地点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、および当社導管系統運用上において当社のガス供給の事業等の遂行に支障を生じさせないものであること。
- ⑤ 受け入れるガスの性状と圧力が、原則として別表第1に定める基準を満たし、当社の供給するガスと互換性があること、当社需要家のガス使用に悪影響がないこと。
- ⑥ 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要な十分な圧力を有すること。
- ⑦ 託送供給依頼者において、基本契約期間内について、安定的に所定の量と性状のガスを製造あるいは調達し、受入地点において注入が可能であること。
- ⑧ 託送供給依頼者において、ガスの受入地点および払出地点に原則として別表第2に掲げる設備等（個別のケースごとに基準最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- ⑨ 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該受入地点に係る全ての託送供給契約における契約最大流量を合計した量を上回る能力を確保していること。
- ⑩ 託送供給依頼者において、保安上またはガスの安定供給上必要な場合には、緊急遮断を含め迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。
- ⑪ 当社の特定導管と、他の一般ガス事業者またはガス導管事業者のガスを供給する事業の用に供する導管との連結点において、当社と託送供給依頼者との間で託送供給するガスの受渡しが行われる場合には、当社、託送供給依頼者および連結先一般ガス事業者またはガス導管事業者との間で、託送供給を行うにあたって必要な合意がなされていること。

5 提供を受けた情報の取扱い

当社は、託送供給検討の申込みに際して託送供給依頼者より提供を受けた情報については、当該託送供給の検討の目的以外に使用しません。ただし、法令上必要とされる場合または相手方の書面による同意を得た場合には、この限りではありません。

6 単位および端数処理

- (1) ガスの量の単位は標準状態で表し熱量を41.8605MJに換算した後の1立方メートルとし、小数点以下は読みません。
- (2) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される金額および消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつと託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

8 託送供給検討の申込み

- (1) 当社と託送供給契約の締結を希望される方は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に託送供給検討の申込みを書面でしていただきます。
- ① 希望する受入地点および払出地点
 - ② 希望する託送供給量（月別の託送供給予定量およびその年間合計量）
 - ③ 希望する託送供給開始日および託送供給期間
 - ④ 最大流量（1時間あたりの最大のガスの流量）
 - ⑤ 流量変動（1日の1時間あたりのガスの流量変動）
 - ⑥ ガスの性状と圧力
 - ⑦ ガスの製造方式、原料調達・ガスの調達計画、および管理体制
 - ⑧ その他必要な事項
- (2) 当社は、検討申込み時に、原則として、1検討につき20万円に消費税等相当額を加えた金額を検討料として申し受けます。ただし、託送供給検討にあたり、測量調査など多額の費用を要する場合には当該原因となる作業に着手する前に託送供給依頼者にお知らせし、その要する費用の実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けることがあります。

9 託送供給可否の検討および通知

- (1) 当社は、8の申込みがあった場合には4の引受条件について当社のガス生産・供給計画等（国内油・ガス田からの天然ガスの生産に随伴する原油の生産・供給計画を含みます。）にもとづいて検討し、その検討結果を3か月以内に託送供給依頼者に書面で通知します。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者にご負担いただく負担金の概算を、不可能な場合にはその理由を付します。
- (2) 申込みの内容により、(1)で定める期間を超えて検討が必要な場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものとします。

10 託送供給契約の申込みおよび締結

- (1) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9による検討結果の通知後、原則として3か月以内に当社に対して託送供給契約の申込みを書面でしていただきます。
- (2) 託送供給依頼者と当社は協議のうえ、この約款にもとづき8(1)の各号および9(1)に関して合意した内容およびその他の必要な事項について基本契約を締結します。
- (3) 基本契約の契約期間は、原則として3年間以内とし、1年を単位とします。
- (4) 託送供給依頼者と当社は協議のうえ、この約款ならびに基本契約にもとづき、各年次の託送供給量その他の供給条件について詳細事項を定めるため、年次契約を締結します。
- (5) 年次契約の契約期間は1年間とし、基本契約で定めた各年次の託送供給開始の1か月前までに締結するものとします。

Ⅲ 料金等の算定

1.1 託送供給料金の算定期間

託送供給料金の算定期間（以下「算定期間」といいます。）は、原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月とします。ただし、託送供給を開始または終了する場合の料金の算定期間は、開始日の0時から開始日の属する月の末日の24時までの期間または終了日の属する月の1日の0時から終了日の24時までの期間とします。

1.2 計量

- (1) 当社は、受入ガス量および払出ガス量を、原則として受入地点および払出地点に当社が設置する取引用計量器によって計量することとし、その詳細は別途定めます。
- (2) 当社は、(1)の計量を契約期間を通して1時間ごと毎正時に行います。
- (3) 当社は、計量器に付属する設備として通信設備を設置し、計量されたデータを通信設備により読み取ります。
- (4) 同一の託送供給依頼者に対して、一の受入地点から二以上の払出地点に託送供給を行っている場合には、(1)にかかわらず、当社は(1)の計量値を用いて次の算式により託送供給契約ごとの受入ガス量を算定します。

$$\begin{aligned} \text{(受入ガス量(m}^3\text{))} &= \text{(当該受入地点における(1)の計量値 (m}^3\text{))} \\ &\times \text{(当該託送供給契約の払出ガス量 (m}^3\text{))} \\ &\div \text{(当該託送供給契約の払出ガス量を計量する時点で有効な当社と託送} \\ &\quad \text{供給依頼者との間の当該受入地点に係る全ての託送供給契約におけ} \\ &\quad \text{る払出ガス量の総和 (m}^3\text{))} \end{aligned}$$

- (5) 受入地点または払出地点において当該託送供給に係るガスの受渡しと同時に他のガスの受渡しが行われる場合であって、当該託送供給に係るガス量を区分して計量できないと当社が判断する場合の取扱いは、別途、託送供給依頼者と当社ならびに関係当事者間の協議によって定めるものとします。
- (6) 計量器の故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量または払出ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものとします。
- (7) 当社は、算定期間ごとに計量の結果をすみやかに託送供給依頼者に書面で通知します。

1.3 託送供給料金の算定

当社は、託送供給依頼者の依頼にもとづく払出地点が他の一般ガス事業者またはガス導管事業者のガスを供給する事業の用に供する導管と連結している場合は卸託送供給料金を、その他の場合には小売託送供給料金を適用することとします。

(1) 卸託送供給料金

卸託送供給料金は、算定期間ごとに別表第3(1)に定める流量基本料金単価に契約最大流量を乗じた金額（以下「流量基本料金」といいます。）と従量料金単価に算定期間における払出ガス量を乗じた金額の合計に消費税等相当額を加えた金額とします。

(2) 小売託送供給料金

小売託送供給料金は、算定期間ごとに別表第3(2)に定める流量基本料金単価に契約最大流量を乗じた金額(以下「流量基本料金」といいます。)と従量料金単価に算定期間における払出ガス量を乗じた金額の合計に消費税等相当額を加えた金額とします。

1.4 補償料

(1) 基本契約の解約・変更に伴う補償料

2.4(3)(5)(6)にもとづいて基本契約が解約された場合もしくは2.4(2)にもとづいて基準年間託送供給量の減少変更があった場合または基準最大流量の減少変更があった場合は、年次契約が締結されていない部分の託送供給に関し、次の算式によって算定された金額に消費税等相当額を加えたものを補償料として、基本契約解約の場合は基本契約解約月に、基準年間託送供給量の減少変更および基準最大流量の減少変更の場合はその変更月の翌月にそれぞれ申し受けます。基準年間託送供給量を減少した場合の基準年間託送供給量変更補償料および基準最大流量を減少した場合の基準最大流量変更補償料の算定にあたっては、基準年間託送供給量または基準最大流量を変更した年次ごとに算定します。

① 基本契約を解約した場合(この場合の補償料を「基本契約中途解約補償料」といいます。)

$$\{ \text{残存年次における基準年間託送供給量の合計量の90\%に相当する量} \} \times \{ \text{従量料金単価} \} \\ + \sum \{ \text{各残存年次の基準最大流量の90\%に相当する量} \} \times \{ \text{流量基本料金単価} \} \times \{ \text{各年次における残存月数} \}$$

② 基準年間託送供給量を減少した場合(この場合の補償料を「基準年間託送供給量変更補償料」といいます。)

$$\{ \text{変更前の当該年次基準年間託送供給量} \} - \{ \text{変更後の当該年次基準年間託送供給量} \} \times 90\% \\ \times \{ \text{従量料金単価} \}$$

③ 基準最大流量を減少した場合(この場合の補償料を「基準最大流量変更補償料」といいます。)

$$\{ \text{変更前の当該年次基準最大流量} \} - \{ \text{変更後の当該年次基準最大流量} \} \times 90\% \times \{ \text{流量基本料金単価} \} \times \{ \text{当該年次残存月数} \}$$

(2) 契約年間託送供給量未達補償料

当社は、実績年間払出ガス量が契約年間託送供給量に満たない場合には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、契約年間託送供給量未達補償料として年次契約終了月の翌月に申し受けます。

$$\{ \text{契約年間託送供給量} \} - \{ \text{実績年間払出ガス量} \} \times \{ \text{従量料金単価} \}$$

(3) 年次契約中途解約補償料

当社は、年次契約が途中で解約された場合には、(2)により算定する契約年間託送供給量未達補償料に加えて次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、年次契約中途解約補償料として年次契約終了月の翌月に申し受けます。

$$(\text{流量基本料金}) \times (\text{解約日の翌月から契約満了月までの残存月数})$$

(4) 契約最大流量超過補償料

当社は、算定期間において1時間あたりの受入ガス量または払出ガス量の最大値のいずれか多い方が契約最大流量を超えた場合には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、契約最大流量超過補償料として当該算定期間の翌月に申し受けます。

$$\{ (\text{最大の1時間あたりのガス量}) - (\text{契約最大流量}) \} \times (\text{流量基本料金単価}) \times 1.5$$

1.5 料金等の支払

- (1) 託送供給料金の支払義務は、当該算定期間末日の翌日に発生します。
- (2) 補償料の支払義務は、補償料に該当する事由の発生した月の末日の翌日に発生します。
- (3) 託送供給料金および補償料（以下「料金等」といいます。）は、支払義務発生の日の属する月の末日（以下「支払期限日」といいます。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日を支払期限日とします。）までに支払っていただきます。
- (4) 料金等は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (5) 料金等の支払は、料金等が金融機関に振り込まれた日になされたものとします。
- (6) 振込手数料は、託送供給依頼者の負担とします。
- (7) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの遅延利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (8) 料金等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

1.6 工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入・払出のための当社設備または受け入れるガスの性状・圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等（(2)に係るものを除きます。）を新たに設置または増強する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金として託送供給依頼者から申し受けます。
- (2) 当社が設置または増強する取引用計量器および通信設備に係る工事費は当社が負担します。
- (3) 必要となる設備の所有権は、費用負担の如何にかかわらず原則として受入地点から払出地点までの部分については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、基本契約で当社に帰属するものと定めた場合を除き当社に帰属しないものとします。
- (4) 当社が設置または所有する供給設備等の工事および維持管理のために必要な用地の確保、託送供給先

- (5) 当社は、(1)の規定により託送供給依頼者にご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事負担金を全額申し受けます。
- (7) 当社は、工事負担金をいただいたのち、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞無く、精算することとします。
- ① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものといたします。）または労務費に著しい変動のあったとき
 - ③ その他工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）に著しい差異が生じたとき
- (8) 工事負担金は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担とします。

IV 託送供給

1.7 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者は、以下の各号の条件を満たすように受入地点および払出地点におけるガスの受渡量を調整するものとします。
 - ① 受入ガス量と払出ガス量がそれぞれ契約最大流量を超過しないこと。
 - ② 四半期における受入ガス量の総量と払出ガス量の総量が一致すること。
 - ③ 受入ガス量と払出ガス量が任意の対応する毎正時から始まる1時間において一致するよう調整することを原則とし、やむを得ず変動を生じる場合にはその変動が1②に定める範囲内のものとする。
- (2) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先立ち、当社の求めに応じてガスの受渡しに関する年間、月間、週間および日間の計画を提出していただきます。その詳細は協議のうえ基本契約で定めます。
- (3) 託送供給依頼者が(2)により提出した計画を大幅に変更する必要がある場合には、すみやかに当社に書面で通知していただきます。
- (4) 当社は、(2)により提出された計画の変更を求めることがあります。
- (5) 託送供給依頼者は、(2)により提出した計画（(4)により当社が変更を求めた場合には変更後の計画）に従ってガスの受渡しを行うものとします。

1.8 託送供給するガスの量の変動に対する措置

- (1) 1.7(1)の託送供給依頼者による調整の実施にもかかわらず、1②に定める範囲を超えてガスの量の変動が生じた場合、当社は可能な範囲でガス量の不足に対する当社ガスによる一時的補填（以下「バックアップ」といいます。）、またはガス量の過剰に対する当社設備による一時的貯蔵（以下「パーキング」といいます。）を行います。
- (2) バックアップまたはパーキングを当社が行った場合は、以下のとおりとします。
 - ① バックアップ量・パーキング量の算定
 - イ) 任意の対応する毎正時から始まる1時間において払出ガス量が受入ガス量を上回っている場合、当社の責に帰すべきものを除き、その上回った量のうち受入ガス量の10%を超える部分の量（小数点以下切り捨て）の、算定期間（算定期間は1.1に定める託送供給料金の算定期間と同一とし、以下同様とします。）における合計をバックアップ量として算定します。
 - ロ) 任意の対応する毎正時から始まる1時間において払出ガス量が受入ガス量を下回っている場合、当社の責に帰すべきものを除き、その下回った量のうち受入ガス量の10%を超える部分の量（小数点以下切り捨て）の、算定期間における合計をパーキング量として算定します。
 - ② 当社は、①の規定により算定されたバックアップ量またはパーキング量に対し、バックアップ料金またはパーキング料金をそれぞれ申し受けます。
 - ③ バックアップ料金・パーキング料金の算定
 - イ) バックアップ料金は次の算式によって算定します。

バックアップ量×従量料金単価の0.5倍（小数点第三位を四捨五入）＋消費税等相当額

ロ) パーキング料金は次の算式によって算定します。

パーキング量×従量料金単価の1.5倍(小数点第三位を四捨五入)＋消費税等相当額

④ バックアップ料金・パーキング料金の支払

バックアップまたはパーキングを当社が行った場合、託送供給依頼者は当社がバックアップまたはパーキングを行った算定期間の託送供給料金の支払期限日までに原則としてバックアップ料金およびパーキング料金を支払っていただきます。この場合、15の規定を準用します。

19 ガスの過不足の精算

(1) 17(1)の託送供給依頼者による調整の実施にもかかわらず、四半期ごとの受入ガス量の総量と払出ガス量の総量に差を生じた場合は、以下のとおり取り扱います。

① 払出ガス量の総量が受入ガス量の総量を上回る場合、その上回る量のガスについては当社が売り渡すものとし、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、当該四半期の翌月の末日までに支払っていただきます。この場合、15の規定を準用します。

{ (当該四半期の払出ガス量の総量) - (当該四半期の受入ガス量の総量) } × 60円

② 受入ガス量の総量が払出ガス量の総量を上回る場合、その上回る量のガスについては、原則として無償で当社が引き取るものとします。

(2) (1)にかかわらず、ガス量の過不足の発生が当社の責に帰すべき場合の取扱いは、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものとします。

20 託送供給の制限等

(1) 託送供給依頼者は、受入地点において当社に受け渡すガスの性状、圧力がこの約款、基本契約または年次契約と相違する場合は、受入地点における当社へのガスの受渡しをすみやかに中止していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、払出ガス量が著しく減少した場合は、受入地点におけるガスの受渡しを制限または中止するものとします。

(3) 当社は、次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給の制限または中止をすることがあります。その際は、当社はすみやかにその旨を託送供給依頼者にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

① 災害等その他不可抗力が生じた場合

② ガス工作物に故障が生じた場合

③ ガス工作物の修理その他工事施工のため必要がある場合

④ 法令の規定による場合

⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合

⑥ 保安上またはガスの安定供給上必要な場合

(4) 当社は、(1)(2)にかかわらず託送供給依頼者がガスの受渡しを制限もしくは中止しない場合、または次のいずれかに該当する場合には、託送供給の制限または中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者に書面で通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

- ① バックアップまたはパーキングの量もしくは発生の頻度が著しく、またその状態が改善される見込みがないと判断される場合
- ② 料金等が支払期限日までに支払われない場合
- ③ その他、託送供給依頼者がこの約款、基本契約または年次契約に違反した場合

2.1 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、2.0(1)(2)によるガスの受渡しの制限または中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議するものとします。
- (2) 当社は、2.0(3)(4)により託送供給の制限または中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合はすみやかに制限または中止を解除します。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限または中止およびその解除に要する費用は、その制限または中止の解除に先立って申し受けます。

2.2 損害の賠償

- (1) 2.0(1)(2)の規定に違反して託送供給依頼者がガスの受渡しの制限または中止を行わなかったことにより、もしくは2.0(4)により当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。2.0(3)⑥において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様とします。
- (2) 当社が、2.0(3)(4)の規定により託送供給の制限または中止をし、もしくは2.4の規定により解約をしたために、託送供給依頼者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。

2.3 立入り

(1) 当社および当社の指定する者は、次の作業のために必要な場合には、託送供給依頼者の土地または建物に、もしくは託送供給依頼者からガスの供給を受ける者（以下「使用者」といいます。）の土地または建物に、それぞれ係員を立ち入らせていただきます。なお、係員は託送供給依頼者または使用者の求めに応じ、所定の証明書を提示します。

- ① 計量値の確認
- ② 検査および調査のための作業
- ③ 当社設備の設計、工事または維持管理に関する作業
- ④ 2.0の規定による託送供給の制限または中止のための作業
- ⑤ 2.1の規定による託送供給の制限または中止を解除するための作業
- ⑥ 2.4の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
- ⑦ その他保安上必要な作業

(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める託送供給依頼者の土地または建物への立入りを原則として承諾して

いただきます。

- (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(1)に定める使用者の土地または建物への立入りについて書面で使用者の同意を得ていただくものとします。

V 託送供給契約の継続、変更および終了等

2.4 託送供給契約の継続、変更および終了等

- (1) 託送供給依頼者が、基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）と同一の条件で託送供給の継続を希望する場合であって、当社が当該託送供給に支障がないと認める場合には、基本契約を契約期間満了後、更に3年間を限度として継続するものとし、以後も同様とします。
- (2) 託送供給依頼者が、基本契約の継続を希望する場合および契約期間中に基本契約の変更を希望する場合は、基本契約の満了日または変更を希望する期日の3か月前までに当社にその旨を申し入れていただきます。なお、希望する変更の内容により、この約款により再度託送供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約期間満了前に託送供給を終了しようとする場合には、3か月前までに、その終了の期日を書面で通知していただきます。この場合、その終了の期日をもって解約の期日とします。
- (4) 関係法令の改正、または著しい社会的・経済的変動等、基本契約および年次契約の存続が困難または不適切と認められる場合には、契約期間中であっても当社は基本契約および年次契約を解除または変更することができるものとします。
- (5) 当社は、以下の場合にはあらかじめ書面で通知をした上で基本契約および年次契約を解約することができます。
 - ① 20(1)(2)の規定に違反して託送供給依頼者がガスの受渡しの制限または中止を行わなかった場合
 - ② 20(3)⑥の規定による託送供給の制限または中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ③ 20(4)の規定による託送供給の制限または中止において、託送供給依頼者が、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- (6) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社はただちに基本契約および年次契約を解約できるものとします。
 - ① 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算または特定調停等の申立てを受けあるいは自ら申し立てたとき
 - ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全処分の申立てがなされたとき
 - ③ 強制執行の申立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 営業の全部または重要な一部もしくは託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ25に定める義務履行がなされないと当社が判断したとき、または廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき
 - ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
 - ⑧ 当社が託送供給したガスに係るガスの供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、

もしくは当該託送供給の開始以降に解約されたとき

- (7) (5)(6)の場合、契約の解約時に託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、ただちに弁済をしていただきます。この場合、支払義務の発生日がその時以降に該当するものであっても、その支払義務はその時に発生するものとします。
- (8) 契約の終了または解約時において、当社設備の原状回復のために費用が発生する場合およびその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

2.5 名義の変更

託送供給依頼者または当社は契約期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部もしくは契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、契約に関係のある部分を分割する場合には、託送供給依頼者または当社は契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証します。

2.6 債権の譲渡

託送供給依頼者または当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この約款または基本契約にもとづき発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

VI 保安等

27 責任の分界

託送供給における責任の分界点は、受入地点および払出地点とし、その詳細は協議のうえ基本契約で定めます。

28 保安責任

当社と託送供給依頼者とは、27に定める責任の分界点に応じてそれぞれ保安の責任を負います。

29 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、または託送供給の継続に際して託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、もしくは保証を立てていただくことがあります。

付則

1 実施期日

この約款は、平成20年10月1日から実施します。

2 定期修理時等における取扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査もしくは修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取扱いに関しては、当社と託送供給依頼者との間で別途協議して定めます。

3 託送供給検討および託送供給契約の申込窓口等

(1) 当社における託送供給検討および託送供給契約の申込窓口は、次の部署とします。

国際石油開発帝石株式会社 国内事業本部パイプラインユニット

住所：新潟県柏崎市大久保1-6-2

電話：0257-22-1057

(2) この約款ならびに当社の特定導管の位置を明示した地形図の閲覧場所は、次に掲げる場所とします。

本社 〒107-6332 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー

国内事業本部パイプラインユニット 〒945-0851 新潟県柏崎市大久保1-6-2

(別表第1) ガスの性状、圧力基準値とその監視、記録方法

受け入れるガスの性状と圧力基準値は原則として以下とおりとします。なお、「基準値」とは、受入地点におけるガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值です。

表1

項目	基準値	備考
標準熱量	43.10 MJ/N m ³ ※ 両毛ラインの一部区間は 45.00MJ/N m ³ とする	測定は JIS-K-2301 総発熱量 (月間平均値)
熱量範囲	42.90MJ/N m ³ ~43.33 MJ/N m ³ ※ 両毛ラインの一部区間は 44.20MJ/N m ³ ~46.00 MJ/N m ³ とする	測定は JIS-K-2301 総発熱量
ガスグループ	当社ガスと受入ガスがいかなる混合割合であっても、当社需要家のガスグループ規格に影響が無いこと	算定方法はガス事業法による
比重	1.0 未満	空気を 1.0 とする
アンモニア	含有しないこと	
付臭濃度	混入されないこと ※ 両毛ラインの一部区間は 8~12mg/ N m ³ とする	※ 原則として当社付臭剤と同一とする
圧力基準	受入地点の当社導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で受渡しに十分な圧力を有すること

※ 当社ガスの代表組成

当社プラントの代表値 (単位: Vol%)		
CH ₄ = 89.44	C ₂ H ₆ = 5.26	C ₃ H ₈ = 1.87
I-C ₄ H ₁₀ = 0.42	N-C ₄ H ₁₀ = 0.46	I-C ₅ H ₁₂ = 0.14
N-C ₅ H ₁₂ = 0.09	C ₆₊ = 0.11	CO ₂ = 0.00
O ₂ = 0.00	N ₂ = 2.21	TOTAL = 100.00
熱量 = 43.10MJ/N m ³ (総発熱量)		

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。
炭化水素の露点、水分、ガスのノッキング性、油分、微量元素 (V、Pb、Cl 等)、オレフィン類、ジエン類、ベンゼン、トルエン類、水銀、全硫黄、水素、一酸化炭素、窒素、二酸化炭素、酸素、その他当社が必要と判断したもの。

表1に示したガス性状等各項目の測定方法例および監視方法を表2に示します。ただし、原料の性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、または一定範囲にあることが明らかな成分については測定につき個別協議とします。

表2

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
燃焼性、比重	成分分析値より算定	連続監視
炭化水素、水素、 二酸化炭素、 酸素、窒素	ガスクロマトグラフィー	連続監視 ただし、水素は定期監視
一酸化炭素	赤外線式CO分析計	定期監視
硫化水素	モノカラー硫化水素測定装置	定期監視
全硫黄	ガス事業法にもとづく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法にもとづく方法	定期監視
付臭剤濃度	ガス事業法にもとづく方法および付臭剤添加量とガス流量から算定	定期監視
ガスのノッキング性	成分分析値より算定	定期監視
炭化水素露点	成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計による計測または生産処理方法より算定	定期監視
ガスの状態測定	圧力計・温度計による計測	連続監視

(注-1) 測定方法の例は個別協議により他の方法によることがあります。

(注-2) 連続監視については、当社において遠隔監視が可能となるようにしていただきます。また、連続監視、定期監視ともに測定結果は記録していただき、定期的に当社に提出していただきます。

(注-3) 上記のほか、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第2) ガスの受入および払出のために必要となる設備

この約款にもとづく託送供給に際しては、原則として、託送供給依頼者において以下の設備を設置していただきます。また、設備仕様はガス事業法等関係法令、当社仕様、これに定めのない事項については、詳細を個別に協議させていただきます。このほか、法令の規定、ガス製造方法等により設備が必要となる場合は、個別に協議させていただきます。

1.受入のために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備 ^{※1}	ガスの組成分析 (炭化水素、酸素、窒素、二酸化炭素等)
	ガスの特殊成分分析 (硫化水素、アンモニア、全硫黄、一酸化炭素等)
	ガスの熱量測定、比重測定
	ガスの水分測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量計	ガス流量の測定
緊急遮断弁 ^{※1,2}	異常時・緊急時のガス遮断
流量制御弁	ガスの流量（または圧力）制御
テレメータリング・ テレコントロール設備 ^{※2}	遠隔制御および監視
放散設備 ^{※2}	オフスペックガスの放散
分岐ステーション ^{※2}	ガスの受入のための分岐
受入導管 ^{※2}	受入地点までのガスの輸送
絶縁継手・電気防食施設 ^{※2}	受入導管の防食
その他付帯施設 ^{※2}	他設備・建屋・電気・計装など付帯・関連するもの

※1：当社による遠隔監視が可能となる設備が必要

※2：当社事業所に設置する設備を含む

2. 払出のために必要となる設備

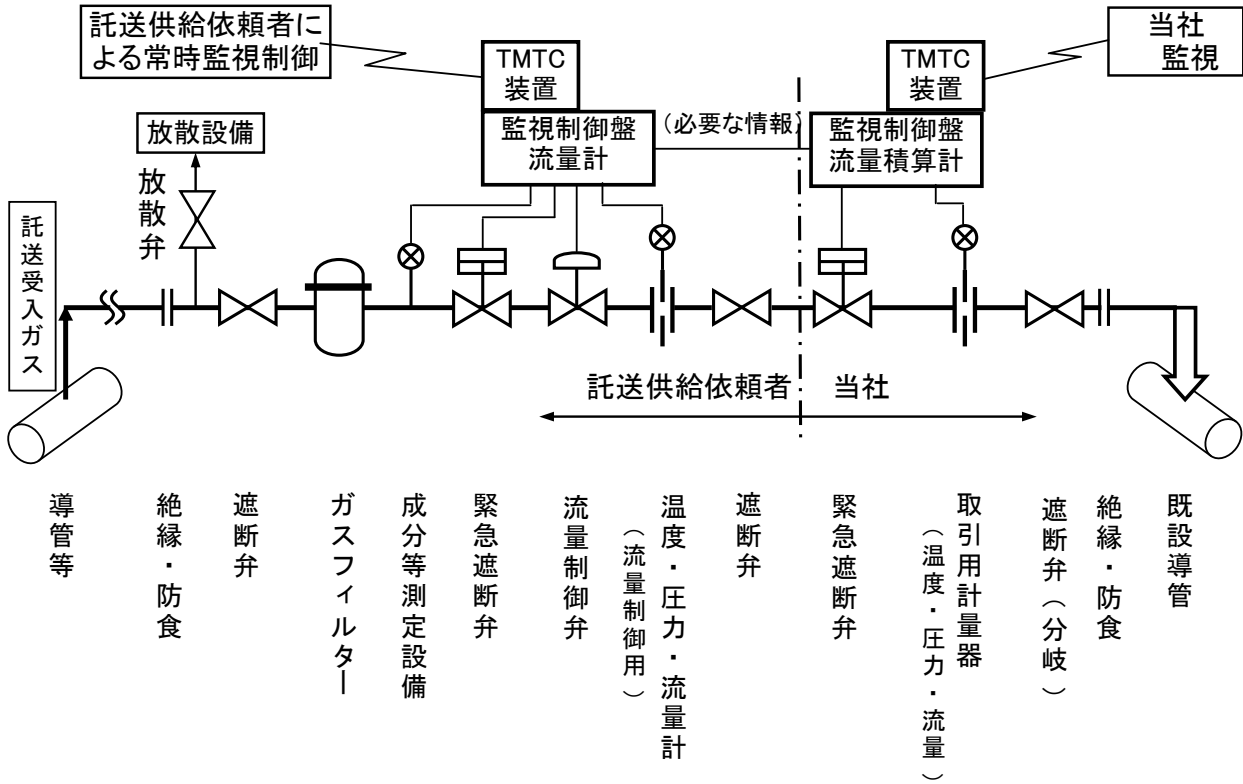
設 備 名	機 能
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量計	ガス流量の測定
緊急遮断弁 ^{※1,2}	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング・ テレコントロール設備 ^{※2}	遠隔制御および監視
分岐ステーション ^{※2}	ガスの払出のための分岐
払出導管 ^{※2}	払出地点以降のガスの輸送
絶縁継手・電気防食施設 ^{※2}	払出導管の防食
フィルター	不純物の除去
逆流防止装置	ガスの逆流の防止
その他付帯施設 ^{※2}	他設備・建屋・電気・計装など付帯・関連するもの

※1：当社による遠隔監視が可能となる設備が必要

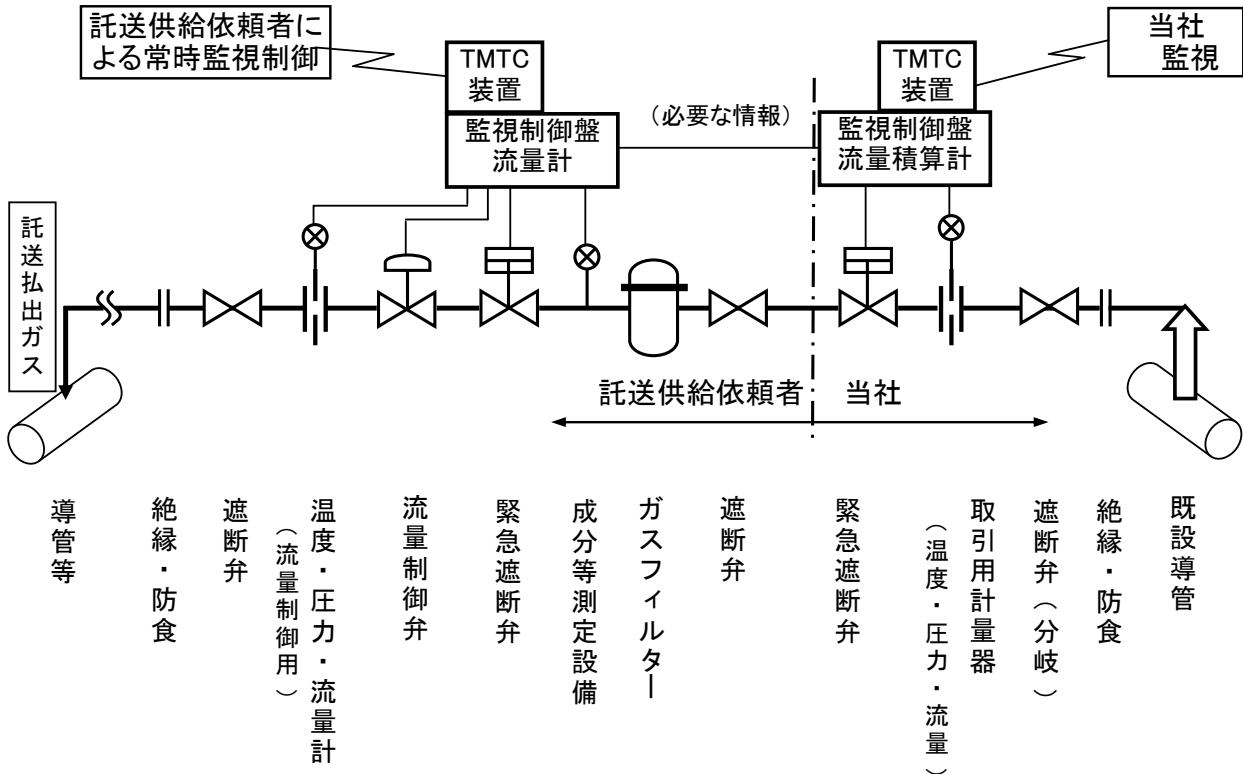
※2：当社事業所に設置する設備を含む

(参考) 受入地点設備・払出地点設備概要

受入地点



払出地点



(別表第3) 料金表

(1) 卸託送供給料金

流量基本料金単価 (月額)	1立方メートルにつき	2,500円
従量料金単価	1立方メートルにつき	8.86円

(2) 小売託送供給料金

流量基本料金単価 (月額)	1立方メートルにつき	2,000円
従量料金単価	1立方メートルにつき	8.52円

(付録) 導管ネットワーク解析の方法

単独のガス導管の圧力計算

普通の可圧縮性流体の流動公式の基本式は、一般的にベルヌーイの式から導かれています。特定の公式における偏差は、ガス管内壁の摩擦等の影響による圧力損失=抵抗係数と呼ぶ評価によるものです。ガス導管内の圧力・流量は、ガス生産プラントからの送り圧力と各所に設置される整圧器の性能など、運用面から決まる最低必要圧力等を基にして、次のような流量計算式などによって算出されます。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式の例]

$$Q = K \sqrt{D^5} \sqrt{\frac{P_1^2 - e^S P_2^2}{JL}}$$

$$S = 0.0684 \frac{G h}{TF}$$

$$J = \frac{e^S - 1}{S}$$

- Q : ガスの流量 (m³/d)
- P_1, P_2 : 起点、終点における絶対圧力 (ksca)
- D : 内径 (mm)
- G : ガスの比重 (空気を1とする)
- K : 流量係数他
- L : 本支管延長 (km)
- TF : ガス温度 (°C)
- e : 自然対数の底=2.71828
- h : 標高差 (m)

網状に連結したガス導管網の圧力計算

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等にもとづき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

- ①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しいとい う条件
- ②各ループ、節点の計算圧力の中に矛盾がないとい う条件

$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

一般的には $\sum \pm Q_i = 0$

$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には $\sum \pm h_i = 0$

